

	履行期間	契約締結日から平成30年3月20日まで
<h1>設 計 書</h1>		
1 委 託 名	<u>平成29年度根岸住宅地区返還跡地利用調査業務委託</u>	
2 履 行 場 所	<u>根岸住宅地区（中区藁沢他）及びその周辺地区</u>	
3 か し 担 保	<u>不要</u>	
4 その他特記事項	<u>なし</u>	
5 支 払 い 方 法	<u>(1) 契約区分 確定契約</u> <u>(2) 前金払い しない</u> <u>(3) 部分払い しない</u>	
6 委 託 概 要	<p style="text-align: center;">まちづくり基本計画の検討及び事業化に向けた</p> <u>(1) 崖の整備方法の検討</u> 1式 <u>(2) 民間土地所有者等の合意形成支援</u> 1式 <u>(3) 打合せ及び資料作成</u> 1式	
委 託 理 由	<p>本委託は、業務を効果的、効率的に行うため、必要な調査・検討を行います。</p>	

横 浜 市 政 策 局

委託代金額 ￥

内 訳 業務価格 ￥

消費税及び地方消費税相当額 ￥

横浜市政策局

委 託 代 金 内 訳 書

費目	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
	まちづくり基本計画の 検討及び事業化に向け た崖の整備方法の検討	1	式			
	民間土地所有者等の合 意形成支援	1	〃			
	打合せ及び資料作成	1	〃			
直接人件費計						
直接経費		1	式			
その他原価		1	〃			
一般管理費等		1	〃			
計						
端数調整						
消費税相当額						8%
業務委託料						

仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、委託者(以下「甲」という)が、受託者(以下「乙」という)に業務委託した「平成29年度根岸住宅地区返還跡地利用調査業務委託」に適用する。

2 履行場所

根岸住宅地区が存する横浜市中区箕沢、寺久保、塚越、大平町、山元町、大芝台、根岸台、南区山谷、平楽、磯子区上町、下町、馬場町、及び坂下町並びにその周辺地区

3 委託期間

本委託の期間は、契約締結の日から平成30年3月20日までとする。

4 委託目的

日米政府間で返還方針が合意されている根岸住宅地区(約43ha)及びその周辺地区について、本市の跡地利用指針に基づき、民間土地所有者等(全約180名)の意向や庁内関係区局・関係機関等との協議を踏まえながら、跡地利用の具体化に向けた調査・検討を進めるとともに、返還対策と跡地のまちづくりについて、民間土地所有者等の合意形成を支援・促進することを目的とする。

5 委託内容

委託内容は、次のとおりとする。

(1) まちづくり基本計画の検討及び事業化に向けた崖の整備方法の検討

民間土地所有者等が作成中の「まちづくり基本計画(協議会案)」の具体化に向け、本課職員による庁内関係区局等との調整状況の報告を受けつつ、事業を成立させるための検討課題の整理を行う。

また、土地区画整理事業の事業化に大きな影響を与える崖地について、平成28年度に取りまとめた目視調査及び資料調査による現地の状況を踏まえ、崖の整備範囲や整備方法の検討を行う。

(2) 民間土地所有者等の合意形成支援

民間土地所有者等を対象とした勉強会(年5回・土曜日開催を予定)開催にあたっては、資料作成、勉強会への参加及び会議記録の作成等を行う。

(3) 打合せ及び資料作成

本業務着手時及び成果品納入時のほか、適宜打合せを行う。業務内容に関して庁内関係区局及び関係者・関係機関と協議を行う場合は、協議資料の作成を行う。

また、会議への出席、資料説明及び記録作成を求める場合がある。

6 業務実施方法

業務の遂行に際して、次の事項に十分配慮すること。

- (1) 「乙」は、業務の実施に際して、「甲」と十分協議すること。
- (2) 「乙」は、業務の進捗状況について、「甲」に適宜報告すること。
- (3) 「乙」は、業務遂行の為、履行場所の現地調査等を行う場合は、「甲」の許可を得ること。

7 成果品

- (1) 報告書(A4版) 5部
- (2) 調査に関して作成した原稿、図面、汎用データ(WORD、EXCEL、PDF等)、図面についてはオリジナルデータ(GIS、AI等)を納めたCD-ROM 2部
- (3) 成果品のすべては、「甲」の所有とし、「乙」は「甲」の承認を受けずに使用及び公表してはならない。
- (4) 成果品の納入先は横浜市政策局基地対策課とする。

8 秘密の保持

「乙」は、本調査遂行中に知り得た事項については、いかなる理由があっても「甲」の承認なしに他に漏らしてはならない。

9 個人情報の保護

- (1) 「乙」は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 「乙」は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、すみやかに「個人情報取扱特記事項」第11条による研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出しなければならない。

10 その他

この仕様書に定めのない事項については、横浜市契約規則及び委託契約約款の定めによるほか、必要に応じて「甲」と「乙」が協議して決める。

履行場所図

①案内図



②位置図

